

深夜電力C

(選択約款)

2025 年 10 月 1 日実施

北海道電力株式会社

深夜電力C

I 本 則

1 適 用 範 囲

お客さまの需要場所を供給区域とする一般送配電事業者または配電事業者（以下「当該一般送配電事業者等」といいます。）が定める託送供給等約款およびその他の供給条件等（以下「託送約款等」といいます。）の電灯標準接続送電サービス、電灯時間帯別接続送電サービス、動力標準接続送電サービスまたは動力時間帯別接続送電サービスの対象で、毎日午後 10 時から翌日の午前 8 時までの時間を限り、動力（小型機器は動力とみなします。）を使用する需要であり、契約電力が原則として 50 キロワット未満で、かつ、この選択約款実施の際現に選択約款の深夜電力C（2024 年 4 月 1 日実施。）の適用を受けている場合に適用いたします。

2 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式、供給電圧および周波数は、託送約款等に定めるところによるものといたします。

3 契約負荷設備

契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。

4 契 約 電 力

契約電力は、原則として実施細目 2（契約電力）にもとづき定めます。

なお、契約電力は、1 キロワット以上といたします。

5 供 給 条 件

- (1) 他の契約種別と同一の負荷設備を使用することはできません。
- (2) 専用の屋内電路を施設し、直接負荷設備に接続していただきます。
- (3) 当該一般送配電事業者等は、供給設備の状況により、1（適用範囲）の使用開始時刻を前後 2 時間の範囲内で変更することがあります。ただし、契約上電気を使用できる時間（以下「契約使用時間」といいます。）の延長または短縮は行ないません。
- (4) 契約使用時間以外の時間は、適当な装置または計量器を用いて電気の供給を原則としてしゃ断いたします。

6 料 金

料金は、基本料金、電力量料金および電気標準約款〔低圧〕（以下「標準約款」といいます。）別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）（3）によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、標準約款別表 2（燃料費調整）（1）イによって算定された平均燃料価格が 80,800 円を下回る場合は、標準約款別表 2（燃料費調整）（1）ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、標準約款別表 2（燃料費調整）（1）イによって算定された平均燃料価格が 80,800 円を上回る場合は、標準約款別表 2（燃料費調整）（1）ニによって算定された燃料費調整額を加えたものとし、標準約款別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）（1）イによって算定された離島平均燃料価格が標準約款別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）（1）ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は、標準約款別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）（1）へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、標準約款別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）（1）イによって算定された離島平均燃料価格が標準約款別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）（1）ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は、標準約款別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）（1）へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。

（1）基本料金

基本料金は、1 月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約電力 1 キロワットにつき	530 円 20 銭
-----------------	------------

（2）電力量料金

電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって算定いたします。

1 キロワット時につき	26 円 74 銭
-------------	-----------

7 そ の 他

- （1）標準約款 36（需給開始後の需給契約の消滅または変更にともなう料金および工事費負担金等相当額の精算）に定める事項については、適用いたしません。
- （2）その他の事項については、標準約款によるものといたします。
- （3）この選択約款の実施上必要な細目的事項については、Ⅱ（実施細目）によるものといたします。

Ⅱ 実 施 細 目

1 供 給 条 件

契約使用時間以外の時間に電気の供給をしゃ断しない場合は、原則として電気を使用していないことを確認する装置を取り付けます。

2 契 約 電 力

- (1) 契約電力は、契約負荷設備の総入力といたします。ただし、契約負荷設備に電熱負荷設備以外の負荷設備がある場合は、電熱負荷設備以外の負荷設備について(2)により算定してえた値と電熱負荷設備の総容量（入力）との合計といたします。
- (2) 契約負荷設備に電熱負荷設備以外の負荷設備がある場合の電熱負荷設備以外の負荷設備の値は、電熱負荷設備以外の契約負荷設備の各入力（出力で表示されている場合等は、特定小売供給約款別表 5〔負荷設備の入力換算容量〕に準じて換算するものいたします。）についてそれぞれ次のイの係数を乗じてえた値の合計にロの係数を乗じてえた値といたします。ただし、電気機器の試験用に電気を使用される場合等特別の事情がある場合は、その回路において使用される最大電流を制限できるしゃ断器その他の適当な装置をお客さまに施設していただき、その容量を当該回路において使用される契約負荷設備の入力とみなします。この場合、その容量は標準約款別表 4（契約容量および契約電力の算定方法）に準じて算定し、ロの係数を乗じないものといたします。

イ 契約負荷設備のうち

最大の入力のものから	最初の 2 台の入力につき	100 パーセント
	次の 2 台の入力につき	95 パーセント
	上記以外のものの入力につき	90 パーセント

ロ イによってえた値の合計のうち

最初の 6 キロワットにつき	100 パーセント
次の 14 キロワットにつき	90 パーセント
次の 30 キロワットにつき	80 パーセント
50 キロワットをこえる部分につき	70 パーセント

附 則

1 実 施 期 日

この選択約款は、2025 年 10 月 1 日から実施いたします。

2 適用範囲についての特別措置

託送約款等の電灯標準接続送電サービス，電灯時間帯別接続送電サービス，動力標準接続送電サービスまたは動力時間帯別接続送電サービスの対象で，毎日午後 10 時から翌日の午前 8 時までの時間を限り，動力（小型機器は動力とみなします。）を使用する需要であり，契約電力が原則として 50 キロワット未満で，お客さまが 1 年を通じてこの選択約款の適用を受けることを希望される場合で，かつ，2016 年 4 月 1 日の際現に選択約款の深夜電力 C に係る供給設備を設置している需要場所において，この選択約款実施の日以降にお客さまが新たに電気を使用されるときには，本則 1（適用範囲）にかかわらず，この選択約款を適用いたします。ただし，2016 年 4 月 1 日以降に負荷設備をすべて取り外された場合を除きます。

3 この選択約款の実施にともなう切替措置

この選択約款実施の日を含む料金の算定期間の料金の算定にあたっては，標準約款 17（料金の算定）および標準約款 18（日割計算）に準じて日割計算を行ない，料金を算定いたします。